

Hong Kong Tax Alert

1 April 2021
2021 Issue No. 4

裁判所の承認を必要としない合併及び特定資産の承継に関する 税法改正案

2014年3月3日、裁判所の承認を必要としない、グループ内の2社以上の完全所有会社の合併(すなわち、適格合併)を円滑化するための規定が会社法(Cap. 622)に導入されました。

裁判所の承認を必要としない合併に関する具体的な税法が制定されるまで、内国歳入局(以下、「IRD」)は、暫定的に、当局のホームページに記載されている査定実務慣行を採用します。

当該査定実務慣行では、売却可能株式に関する税務上の取扱いを除き、適格合併に関する事業譲渡や事業の停止・再開はなかったものとみなす承継アプローチが実質的に採用されているため、合併に関する課税は生じません。

2021年3月19日、2021年度内国歳入法改定案(雑則)(以下、「法案」)が官報に公表され、上述の暫定的な査定実務慣行が内国歳入法(以下、「IRO」)に取り入れられるとともに、いくつかの変更が加えられています^{1, 2}。

さらに、2つの特定の例外があり、そのうちの1つは適格合併に適用されます。具体的には、特定資産の売却ではなく、適格合併に関する譲渡又は承継であっても、税務上は、当該譲渡又は承継の日に、一定額を上限とする当該資産の公開市場価格にて、資産を売却・取得したものとみなす新たな規定が本法案に加えられています。

当該タックス・アラートでは、本法案の主要な条項に関する税務上の取扱いについて説明します。本法案について詳しく知りたい場合、或いは本法案に対してご意見がある場合は、ご担当の税務専門家にご相談ください。

1. 法案は以下のリンクからアクセスできます。
<https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20212511/es32021251114.pdf>
2. このアラートで取り上げた改定案に加え、本法案には、(i)近い将来に向けて電子申告書の提出のための法的裏付けの確保、及び(ii)香港居住者及び香港非居住者が納付する外国税額の損金算入を可能とする、IROの改定案が含まれています。上記(ii)に関する税務上の問題については、弊事務所の「香港タックス・アラート:2021年3月24日号」をご参照ください。

適格合併に関する税務上の取扱い

香港で設立され、有限責任かつ完全所有のグループ会社間の合併について、2014年3月3日に、会社法(Cap. 622)のパート13のディビジョン3にて、裁判所の承認を必要としない合併手続きが規定されました。

このような合併には、持株会社と1社以上の完全子会社間にて、持株会社を合併(存続)会社とする垂直合併や、2社以上の完全子会社間にて、そのうちの1社を合併(存続)会社とする水平合併などの形態があります。

適格合併が完了すると、被合併会社の株式は消却され、各被合併会社は消滅し、その事業上の権利や義務は、合併会社に引き継がれます。

現在、IRDは、ホームページで公開されている査定実務慣行法に基づき、適格合併の査定を行っています。

本法案では、明確性と確実性を高めるために、上記の査定実務慣行をIROに取り入れることを提案しています。また、本法案は、売却可能株式に関する税務上の取扱いや合併前の税務上の欠損金に関する合併後の利用条件を除き、現行の査定実務慣行とほぼ同様です。

本法案における税務上の取扱いについて

本法案では、合併により、被合併会社の事業が停止したとみなすのではなく、合併会社に引き継がれたとみなす、承継アプローチが基本的に採用されます。言い換えれば、被合併会社が、会社法上、合併時に消滅したとしても、被合併会社の事業は消滅せず、合併会社に引き継がれたとみなされます。そのため、特定の限定的な例外を除き、被合併会社は、合併会社へ事業資産を譲渡又は売却したと取り扱われず、被合併会社に合併に関する課税は発生しません。

これに応じて、合併会社は、被合併会社から引き継がれた事業資産に関する税金費用も引き継いだとみなされます。その結果、合併会社は、被合併会社が当該資産を所有していた場合と同様に、税務申告上、被合併会社から引き継がれた事業資産に関する税金費用を計上することができます。

この特別な税務上の取扱いを適用するため、当該合併会社は、合併日から1か月以内、または内国歳入局長官が許可する追加期間内に、書面による取消不能の申請を行う必要があります。特別な税務上の取扱いの主な内容は以下のとおりです。

- ▶ **売却可能株式の承継:** 被合併会社から引き継いだ売却可能株式が、合併後も、合併会社が行う事業の売却可能株式として使用される場合、当該合併会社は、当該売却可能株式の取得原価を、合併直前の当該被合併会社の財務諸表に反映されていた帳簿価額に基づいて計上することができます³。
- ▶ **資本性資産の承継:** 合併会社は、承継された資本性資産に関する損金算入や年次減価償却額を引き続き適用することが可能です。したがって、合併後、合併会社が当該資本性資産を売却する場合、当該売却に伴う税務上の調整又はクローバックは、被合併会社及び合併会社が過去に適用した損金算入及び年次減価償却額の総額に基づいて計算されます。
- ▶ **合併に伴う資産の組替:** 被合併会社の収益勘定で保有されていた資産が、合併時に、合併会社の資本勘定で保有されることとなった場合、被合併会社は、税務上、合併時の公開市場価格で当該資産を合併会社へ売却したとみなされます。当該みなし売却に伴う利益は、合併時までの最終査定年度において、被合併会社の事業所得税の課税対象となります。

逆に、当該合併会社は、当該資本性資産を合併時の公開市場価格で取得したとみなされ、当該資産に関する損金算入又は減価償却額が認められます。

3. ただし、当該取扱いは、(1)合併会社の財務会計において、売却可能株式を合併日の公正市場価格で測定するという「取得法(acquisition method)」で会計処理されている場合や、(2)当該合併会社が当該売却可能株式を売却可能株式として使用していない場合には、適用されません。(1)又は(2)のいずれかが適用される場合、当該売却可能株式は税務上、公正市場価格で売却及び獲得されたものとみなされます。

被合併会社の資本勘定で保有されていた資産が、合併会社の収益勘定で保有されるようになった場合には、合併時の公開市場価格を当該資産の取得原価とし、将来売却した場合の課税所得を計算します。

逆に、被合併会社は、当該資産に関する課税対象額又は減価償却額を計算するため、当該資産を合併時の公開市場価格で売却したとみなします。

- ▶ **その他:**また、適格合併における他の側面に関する税務上の取扱いについても規定されています。被合併会社(以下、「第1の会社」)が別の被合併会社(以下、「第2の会社」)の株式を保有し、合併により、第2の会社の株式が消却された場合、第1の会社は、第2の会社の株式を第1の会社における取得原価に相当する金額で売却したとみなされます。さらに、第1の会社が第2の会社の株式の取得のために資金を借入れ、当該株式を資本金的資産として保有し、その借入金から生じた負債が合併会社に移転し、当該合併会社の負債となった場合、当該合併会社が合併日以降に負担した当該負債に関する利息やその他の借入費用は、損金算入することができません。

その他には、貸倒損失や承認退職金制度への拠出金など、過去に被合併会社に認められていた支出が、合併後、合併会社が回収又は還付された場合の規定があります。このような回収や還付は、合併会社の取引収益として課税されます。

EYの所見

上記の特別な税務上の取扱いは、1つの注目すべき例外を除き、基本的に現行の査定実務慣行を法令化することが目的です。その例外とは、売却可能株式の税務上の取扱いに関連します。現行の査定実務慣行では、売却可能株式は、税務上、被合併会社が合併日の公開市場価格で合併会社に売却したとみなされます。一方、当該特別な税務上の取扱いでは、このような売却可能株式は合併時の帳簿原価で譲渡されたものとして扱われます。

また、合併に伴う資産の譲渡・承継に関する印紙税の問題について、特別な税務上の取扱いの対象になっていない点も留意する必要があります。政府は、合併に伴う資産の譲渡や承継に関して、法律によって定められた書面はなく、当該法律の適用のもと行われると考えています。そのため、印紙税法(以下、「SDO」)の下では、通常、印紙税が発生しません。なぜなら、SDOは、通常、法律によって定められた書面にのみ適用され、印紙税が発生するためです。そのような書面が法律で定められていない場合、印紙税が課せられる可能性は低いでしょう。

特に、政府は、(i)合併以前の香港の株式や不動産の譲受会社への譲渡について、SDOのセクション45に基づいて印紙税の軽減が認められている場合、及び、(ii)合併の際に、他の企業グループの株主が実質的に所有する譲受会社の発行済株式資本が前回の譲渡から2年以内に消却された場合、過去に認められた印紙税の軽減を取り消すことはできないという見解を示しています。これは、譲受会社の発行済株式資本の消却は、あくまでも「転化」にすぎず、当該資本の受益権の消滅ではないからです。

- ▶ **合併前に生じた被合併会社の税務上の欠損金の活用:**次の条件を満たせば、合併前に生じた被合併会社の欠損金を合併会社の課税対象所得と相殺することが認められます。

1. **エントリー後の条件:**合併前に発生した欠損金は、合併会社と被合併会社が適格関係(すなわち、両者が同じ会社の完全所有子会社であるか、一方が他方の完全所有子会社である関係)となった後に発生したものでなければならない。
2. **同一取引条件:**合併前に発生した欠損金は、合併会社が被合併会社から引き継いだ同一事業の利益とのみ相殺できる。

- ▶ **合併前に合併会社で生じた税務上の欠損金の活用:**次の条件を満たせば、合併前に合併会社で生じた欠損金は、被合併会社から引き継いだ事業の課税対象所得と相殺することが認められます。

1. **エントリー後の条件:**同上
2. **財源条件:**合併会社が、合併以外の方法で被合併会社の事業を買収するための財源が十分にある(関連会社からの借入金を除く)。
3. **取引継続条件:**合併会社が、適格欠損金が発生してから合併時まで当該事業を継続している(適格欠損金とは、上記エントリー後の条件を満たした後に発生した欠損金である)。

- ▶ **特定の租税回避防止規定:** 上記の条件に加え、合併前に生じた欠損金を合併後に相殺するためには、被合併会社又は合併会社のいずれで生じたかに関わらず、次のことを内国歳入局長官に証明する必要があります。

- I. 合併を行う商業上の正当な理由がある
- II. 租税回避は、合併を行う主目的ではなく、また主目的の一つでもない

上述の租税回避防止規定は、既存の査定実務慣行では明示されていません。

EYの所見

上記すべての条件が満たされない場合、(i) 合併前に被合併会社で生じた欠損金は合併により消滅し、(ii) 合併前に合併会社で生じた欠損金は、当該合併会社の事業から得られた利益、または被合併会社から引き継がれないパートナーシップの課税所得のみ相殺できます。

特別な税務上の取扱いに基づく、合併前に生じた欠損金を合併後に利用するための厳しい制限は、他のグループ会社で生じた欠損金の利用による、税務上の利益獲得を目的とした合併を防ぐことが目的です。税収に大きな影響を与えるため、現段階において、政府は、連結欠損金に関するいかなる優遇措置も導入しない方針です。

特定資産の売却を伴わない譲渡又は承継

IROでは、特定の固定資産取得を伴う資本的支出について、損金算入又は減価償却の控除が認められています。当該資産が後日売却された場合、一定の条件を前提に、その売却収益は事実上、取引収益とみなされます。このように、過去に認められた損金算入又は減価償却の控除はクローバックされます。

ごく一部の状況を除き⁴、IROには現在、資産の売却を伴わない譲渡又は承継に関する規定がありません。特別な規定がない限り、過去に損金算入又は減価償却の控除が認められた資本的支出をクローバックすることはできません。

本法案では、以下の2つの特定事象を除き、他のすべての状況において、特定資産⁵の売却を伴わない譲渡又は承継は、税務上、譲渡人から譲受人への公開市場価格(特定資産の当初取得原価を上限とする)による資産売却とみなされることが提案されています。当該みなし規定が適用されない特定事象は次のとおりです。

- I. 関係者の死亡に伴う特定資産の移転又は承継
- II. 上記の特別な税務上の取扱いの選択による適格合併

EYの所見

上記のみなし規定は、おそらく以下2つの状況に適用されると考えられます。

- I. 土地賃貸借の期間満了時にあたり、当該土地の上に建っている建物・構築物とそれに付随する設備や機械を借手から貸手に譲渡又は承継する場合
- II. 外国法に基づく2社以上の外国企業の香港支店の合併に伴う特定資産の譲渡・承継

現段階では、当該みなし規定を上記2つの状況やその他の特定の状況に適用することが立法上の意図であるかどうかは明確ではありません。

適用日

本法案の可決を前提として、上記のIROの改定は、当該法律の可決日以降に適用されます。

本法案の規定の多くは複雑ですので、本法案が業務にどのような影響を与えるか、または本法案にご意見がある場合は、ご担当の税務専門家にご相談ください。

4. IROには、環境対応車(セクション16J(5B))や機械・設備(セクション38(4)及び39D(4))の売却を伴わない事業停止を扱う規定があります。これらの規定では、内国歳入局長官は当該資産の公開市場価値をみなし売却収入とする権限を与えられています。
5. 特定資産とは、研究開発活動により生み出された機械・設備や権利、特許権やノウハウに関する権利、特定の知的財産権、所定の固定資産、環境保護施設、商業用の建物や構築物、工業用の建物や構築物などを指します。

Non-financial Services			Financial Services	
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com			Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting			Business Tax Services / Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services			Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com
Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Customer Tax Operations and Reporting Services	
China Tax Services			Anish Benara +852 2629 3293 anish.benara@hk.ey.com	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	China Tax Services	US Tax Services
Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com		Cindy Li +852 2629 3608 cindy.jy.li@hk.ey.com	Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com
International Tax and Transaction Services			International Tax and Transaction Services	
International Tax Services		Transfer Pricing Services		
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	James Badenach +852 2629 3988 james.badenach@hk.ey.com	
Transaction Tax Services			Vanessa Chan +852 2629 3708 vanessa-ps.chan@hk.ey.com	
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com	Transfer Pricing Services
		Qiannan Lu +852 2675 2922 qiannan.lu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com	
People Advisory Services			Transaction Tax Services	
Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com	Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	
Asia-Pacific Tax Centre				
Tax Technology and Transformation Services	International Tax and Transaction Services	Indirect tax	Global Compliance and Reporting	
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com	US Tax Desk	Tracey Kuuskoski +852 26752842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com	Cherry Lam +852 2849 9563 cherry-lw.lam@hk.ey.com	
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com	Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com			
	Operating Model Effectiveness			
	Edvard Rinck +852 2675 2834 edvard.rinck@hk.ey.com			

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2021 Ernst & Young Tax Services Limited. All Rights Reserved.
 APAC no. 03012145 ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china



Follow us on WeChat
 Scan the QR code and stay up-to-date
 with the latest EY news.